【緊急連絡】
11月10日～19日の対応について

不動産事業者の皆様には大変ご迷惑をおかけしております。
当該期間内の反社会的勢力の照会に関しては、次の通りの対応をよろしくお願いいたします。

1. 緊急性の低いものに関しては、11月19日12:00（予定）以降のメンテナンス終了後に、反社データベースにて照会をお願いいたします。
   不動産取引時点と反社照会の時点が常識的な期間内ならば、離れていても違法とはなりません。

2. 緊急性の非常に高いもの（疑わしい取引に明らかに該当するもの）につきましては、全国暴力追放運動推進センター宛（03-3868-0247）に、電話にて照会をお願いいたします。
   - 全国暴力追放運動推進センターへの照会時には、「疑わしい取引に該当する」理由を明示するよう、お願いいたします。

   - 各都道府県暴力追放運動推進センターへの照会はしないよう、お願いいたします。

以　上